

横浜市環境影響評価条例施行規則改正案（新旧対照表）

※下線部分が改正箇所

現行規則	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 <u>準備書作成前の手続</u></p> <p> 第1節 <u>第2分類事業に係る判定（第5条・第6条）</u></p> <p> 第2節 <u>方法書（第7条—第13条）</u></p> <p>第3章 <u>準備書（第14条—第19条）</u></p> <p>第4章 <u>評価書作成以後の手続（第20条—第29条）</u></p> <p>第5章 <u>対象事業の内容の修正等（第30条—第32条）</u></p> <p>第6章 <u>環境影響評価その他の手続の特例（第33条—第40条）</u></p> <p>第7章 <u>横浜市環境影響評価審査会（第41条—第45条）</u></p> <p>第8章 <u>法対象事業に対する措置（第46条）</u></p> <p>第9章 <u>雑則（第47条・第48条）</u></p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、横浜市環境影響評価条例（平成10年10月横浜市条例第41号。第6条第1項第2号を除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。</p> <p> （第1分類事業）</p> <p>第3条 条例第2条第2号の規則で定める事業は、別表第1の事業の種類欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第1分類事業の要件の欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。</p> <p> （第2分類事業）</p> <p>第4条 条例第2条第3号の規則で定める事業は、</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 <u>方法書作成前の手続</u></p> <p> 第1節 <u>配慮書（第5条—第13条）</u></p> <p> 第2節 <u>第2分類事業に係る判定（第14条・第15条）</u></p> <p>第3章 <u>方法書（第16条—第22条）</u></p> <p>第4章 <u>準備書（第23条—第32条）</u></p> <p>第5章 <u>評価書（第33条・第34条）</u></p> <p>第6章 <u>対象事業の実施（第35条）</u></p> <p>第7章 <u>事後調査（第36条—第38条）</u></p> <p>第8章 <u>対象事業の内容の修正等（第39条—第42条）</u></p> <p>第9章 <u>環境影響評価その他の手続の特例（第43条—第51条）</u></p> <p>第10章 <u>横浜市環境影響評価審査会（第52条—第56条）</u></p> <p>第11章 <u>法対象事業に対する措置（第57条）</u></p> <p>第12章 <u>雑則（第58条・第59条）</u></p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号。第15条第1項第2号を除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。</p> <p> （第1分類事業）</p> <p>第3条 条例第2条第2号の規則で定める事業は、別表第1の事業の種類欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第1分類事業の要件の欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。</p> <p> （第2分類事業）</p> <p>第4条 条例第2条第3号の規則で定める事業は、</p>

別表第1の事業の種類欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第2分類事業の要件の欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。

第2章 準備書作成前の手続

別表第1の事業の種類欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第2分類事業の要件の欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。

第2章 方法書作成前の手続

第1節 配慮書

(配慮書の記載事項等)

第5条 条例第8条第2項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業を実施するに当たり、許可等を要することとされている場合においては、当該許可等の内容

(2) その他市長が必要と認める事項

2 条例第8条第2項の配慮書(以下「配慮書」という。)は、計画段階配慮書提出書(第1号様式)に添付して提出しなければならない。また、当該配慮書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

(配慮書について公告する事項)

第6条 条例第9条の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第8条第2項の計画段階事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 事業の名称

(3) 事業を実施しようとする区域

(4) 配慮書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

(5) 条例第10条第1項の環境情報提供書(以下「環境情報提供書」という。)の提出期間

(環境情報提供書の記載事項等)

第7条 環境情報提供書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 事業の名称

(3) 条例第10条第1項の環境情報(以下「環境情報」という。)

2 環境情報は、日本語により記載するものとする。

(配慮市長意見書の作成期間)

第8条 市長は、条例第10条第2項の規定により

環境情報提供書の写し（同項の環境情報提供書の提出がなかったときは、その旨を記載した書面）を計画段階事業者に送付した日から2月以内に、条例第11条第1項の配慮市長意見書（以下「配慮市長意見書」という。）を作成するよう努めるものとする。

（配慮市長意見書について公告する事項）

第9条 条例第11条第3項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第6条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 配慮市長意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

（配慮市長意見見解書の記載事項等）

第10条 条例第12条第1項の配慮市長意見見解書（以下「配慮市長意見見解書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 配慮市長意見書についての第2分類事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。）の見解

(2) 環境情報の概要

(3) その他市長が必要と認める事項

2 配慮市長意見見解書は、配慮市長意見見解書提出書（第2号様式）に添付して提出しなければならない。また、当該配慮市長意見見解書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

（配慮市長意見見解書について公告する事項）

第11条 条例第12条第2項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第6条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 配慮市長意見見解書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

（第1分類事業の廃止等の届出）

第12条 条例第13条第1項の規定による届出は、事業廃止等届出書（第3号様式）により行わなければならない。

（事業の承継の届出）

第13条 条例第14条第1項の規定による届出は、事業承継届出書（第4号様式）により行わなければならない。

第1節 第2分類事業に係る判定

(第2分類事業の判定の届出)

第5条 条例第7条第1項の規定による第2分類事業の判定の届出は、第2分類事業判定届出書(第1号様式)により行わなければならない。

(第2分類事業の判定基準等)

第6条 第2分類事業に係る条例第7条第3項(同条第4項及び第32条第2項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第2分類事業が次の各号のいずれにも該当するときは、条例第2条第1号の環境影響(以下「環境影響」という。)の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(1) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第2分類事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の1以上の環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る環境影響を受けやすいと認められる対象が存在し、又は存在することが明らかであると判断され、かつ、当該第2分類事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ウ 自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

(2) 当該第2分類事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の1以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令又は条例により指定された対象が存在し、かつ、当該第2分類事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第

第2節 第2分類事業に係る判定

(第2分類事業の判定の届出)

第14条 条例第15条第1項の規定による判定の届出は、第2分類事業判定届出書(第5号様式)により行わなければならない。

(第2分類事業の判定基準等)

第15条 条例第16条第1項(同条第2項及び第40条第2項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該判定に係る第2分類事業が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第2条第1号の環境影響(以下「環境影響」という。)の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(1) 環境情報及び地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第2分類事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の1以上の環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る環境影響を受けやすいと認められる対象が存在し、又は存在することが明らかであると判断され、かつ、当該第2分類事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ウ 自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

(2) 当該第2分類事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の1以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令又は条例により指定された対象が存在し、かつ、当該第2分類事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第

101号)第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域

イ 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区の区域

ウ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区の区域

エ 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第2項第1号の規定により定められた森林の区域

オ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の規定により定められた農用地等として利用すべき土地の区域

カ 緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年6月横浜市条例第47号)第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地(告示が行われた市民の森及びふれあいの樹林に限る。)

キ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

ク 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財(建造物に限る。)
又は同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。)

ケ 神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)第4条第1項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財(建造物に限る。)
又は同条例第31条第1項の規定により指定された神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。)

コ 横浜市文化財保護条例(昭和62年12月横浜市条例第53号)第6条第1項の規定によ

101号)第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域

イ 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区の区域

ウ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区の区域

エ 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第2項第1号の規定により定められた森林の区域

オ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の規定により定められた農用地等として利用すべき土地の区域

カ 緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年6月横浜市条例第47号)第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地(告示が行われた市民の森及びふれあいの樹林に限る。)

キ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

ク 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財(建造物に限る。)
又は同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。)

ケ 神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)第4条第1項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財(建造物に限る。)
又は同条例第31条第1項の規定により指定された神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。)

コ 横浜市文化財保護条例(昭和62年12月横浜市条例第53号)第6条第1項の規定によ

り指定された横浜市指定有形文化財（建造物に限る。）又は同条例第40条第1項の規定により指定された横浜市指定史跡、横浜市指定名勝若しくは横浜市指定天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。）

- 2 前項に規定する場合のほか、第2分類事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該第2分類事業及び当該他の密接に関連する同種の事業が総体として、別表第1の第1分類事業の要件の欄に掲げる要件に該当する第1分類事業に相当する規模を有するものとなるときは、前項の規定にかかわらず、当該第2分類事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。
- 3 市長は、条例第7条第1項の規定による届出があった日から2月以内に、同条第3項に規定する措置をとるよう努めるものとする。

第2節 方法書

（方法書の記載事項等）

第7条 条例第8条第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業を実施するに当たり、許可等を要することとされている場合においては、当該許可等の内容
- (2) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行う場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 条例第8条第1項に規定する方法書（第19条第5項を除き、以下「方法書」という。）は、環境影響評価方法書提出書（第2号様式）に添付して提出しなければならない。

（方法書の提出時期）

第8条 条例第8条第2項の方法書の提出時期は、別表第2の対象事業の種類欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の方法書の提出時期の欄に掲げる時期とする。

り指定された横浜市指定有形文化財（建造物に限る。）又は同条例第40条第1項の規定により指定された横浜市指定史跡、横浜市指定名勝若しくは横浜市指定天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。）

- 2 前項に規定する場合のほか、第2分類事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該第2分類事業及び当該他の密接に関連する同種の事業が総体として、別表第1の第1分類事業の要件の欄に掲げる要件に該当する第1分類事業に相当する規模を有するものとなるときは、前項の規定にかかわらず、当該第2分類事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。
- 3 市長は、条例第15条第1項の規定による届出があった日から2月以内に、条例第16条第1項に規定する措置をとるよう努めるものとする。

第3章 方法書

（方法書の記載事項等）

第16条 条例第17条第1項第10号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業を実施するに当たり、許可等を要することとされている場合においては、当該許可等の内容
- (2) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行う場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 条例第17条第1項の方法書（以下「方法書」という。）は、環境影響評価方法書提出書（第6号様式）に添付して提出しなければならない。また、当該方法書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

（方法書の提出時期）

第17条 条例第17条第2項の方法書の提出時期は、別表第2の対象事業の種類欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の方法書の提出時期の欄に掲げる時期とする。

(方法書について公告する事項)

第9条 条例第9条第1項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業が実施されるべき区域

- (4) 方法書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
- (5) 条例第11条第1項に規定する意見書の提出期間

(方法書の周知の基準等)

第10条 条例第10条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業が実施されるべき区域を含む地域であること。
- (2) 既に入手している情報によって1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を含む地域であること。
- 2 条例第10条第1項の規定による方法書の概要を周知する方法は、印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の方法とする。
- 3 条例第10条第2項に規定する周知計画書は、方法書周知計画書(第3号様式)とする。

(方法書についての意見書の提出)

第11条 条例第11条第1項の規定により意見を述べようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

(方法意見書の作成期間)

第12条 市長は、条例第11条第2項の規定により意見書を事業者に送付した日から3月以内に、条例第12条第1項の方法意見書(以下「方法意見

(方法書について公告する事項)

第18条 条例第18条第1項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)

- (4) 方法書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
- (5) 条例第20条第1項に規定する意見書の提出期間

(方法書の周知の基準等)

第19条 条例第19条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業実施区域を含む地域であること。
- (2) 既に入手している情報によって1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を含む地域であること。
- 2 条例第19条第1項の規定により方法書の概要を周知する方法は、印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の方法とする。
- 3 条例第19条第2項に規定する周知計画書は、方法書周知計画書(第7号様式)とする。

(方法書についての意見書の記載事項等)

第20条 条例第20条第1項の規定により意見を述べようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により記載するものとする。

(方法市長意見書の作成期間)

第21条 市長は、条例第20条第2項の規定により意見書の写し(同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書面)を事業者に送付し

書」という。)を作成するよう努めるものとする。

(方法意見書について公告する事項)

第13条 条例第12条第2項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第9条第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 方法意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

第3章 準備書

(準備書の記載事項等)

第14条 条例第15条第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 第7条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 条例第15条の準備書(第19条第5項を除き、以下「準備書」という。)の作成に当たり用いた図書の名称
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 準備書は、環境影響評価準備書提出書(第4号様式)に添付して提出しなければならない。

(準備書について公告する事項)

第15条 条例第16条第1項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第9条第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
- (3) 条例第18条第1項に規定する意見書の提出期間
- (4) 条例第19条第1項に規定する環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができる期間

(準備書の周知の基準等)

第16条 条例第16条第3項の規則で定める基準は、条例第11条第1項の規定により述べられた環境の保全の見地からの意見及び条例第14条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるお

た日から3月以内に、条例第21条第1項の方法市長意見書(以下「方法市長意見書」という。)を作成するよう努めるものとする。

(方法市長意見書について公告する事項)

第22条 条例第21条第2項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第18条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 方法市長意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

第4章 準備書

(準備書の記載事項等)

第23条 条例第24条第8号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 第16条第1項第1号から第3号までに掲げる事項

2 条例第24条の準備書(第30条第5項を除き、以下「準備書」という。)は、環境影響評価準備書提出書(第8号様式)に添付して提出しなければならない。また、当該準備書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

(準備書について公告する事項)

第24条 条例第25条第1項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第18条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
- (3) 条例第28条第1項に規定する意見書の提出期間

(準備書の周知の基準等)

第25条 条例第26条第1項の規則で定める基準は、条例第20条第1項の規定により述べられた環境の保全の見地からの意見及び条例第23条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるお

それがあると認められる地域を含む地域であることとする。

2 条例第 16 条第 3 項に規定する準備書の概要を周知する方法は、印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の方法とする。

3 条例第 16 条第 4 項の規定により準用する条例第 10 条第 2 項の周知計画書は、準備書周知計画書（第 5 号様式）とする。

（説明会の開催等）

第 17 条 条例第 17 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業の名称
- (2) 対象事業の種類
- (3) 対象事業が実施されるべき区域

2 条例第 17 条第 3 項の規定により届け出る事項は、次のとおりとする。

- (1) 説明会を開催することができない理由
- (2) 準備書の記載事項を周知させる方法
- (3) その他市長が必要と認める事項

（準備書についての意見書の提出）

第 18 条 条例第 18 条第 1 項の規定により意見を述べようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第 11 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
- (2) 準備書についての環境の保全の見地からの意見

それがあると認められる地域を含む地域であることとする。

2 条例第 26 条第 1 項の規定により準備書の概要を周知する方法は、印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の方法とする。

3 条例第 26 条第 2 項の規定により準用する条例第 19 条第 2 項の周知計画書は、準備書周知計画書（第 9 号様式）とする。

（説明会の開催等）

第 26 条 条例第 27 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業の名称
- (2) 対象事業の種類
- (3) 対象事業実施区域

2 条例第 27 条第 3 項の規定により届け出る事項は、次のとおりとする。

- (1) 説明会を開催することができない理由
- (2) 準備書の記載事項を周知させる方法
- (3) その他市長が必要と認める事項

（準備書についての意見書の記載事項等）

第 27 条 条例第 28 条第 1 項の規定により意見を述べようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第 20 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
- (2) 準備書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第 2 号の意見は、日本語により記載するものとする。

（準備書意見見解書の記載事項等）

第 28 条 条例第 29 条第 1 項の準備書意見見解書（以下「準備書意見見解書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 条例第 28 条第 1 項の意見の概要
- (2) 前号の意見についての事業者の見解
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 準備書意見見解書は、準備書意見見解書提出書（第 10 号様式）に添付して提出しなければならない。また、当該準備書意見見解書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

(意見陳述の申出等)

第 19 条 条例第 19 条第 1 項、第 46 条第 1 項又は第 49 条の規定により、横浜市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に対し、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出る者は、次に掲げる事項を記載した届出書を審査会に提出しなければならない。

(1) 第 11 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項

(2) 陳述しようとする意見の概要

2 審査会は、条例第 19 条第 2 項、第 46 条第 2 項又は第 49 条の規定に基づき意見の聴取を行う場合において、前項の届出書を提出した者のうちから、意見の聴取を行う者をあらかじめ選定することができる。

3 審査会は、条例第 19 条第 2 項、第 46 条第 2 項又は第 49 条の規定に基づき意見の聴取を行う場合において、当該意見の聴取を円滑に行うため必要があると認めるときは、前項の規定により選定された者から意見の聴取を行う時間をあらかじめ定めることができる。

4 審査会は、第 2 項の規定により意見の聴取を行う者を選定し、又は前項の規定により意見の聴取を行う時間を定めたときは、あらかじめ、その旨を第 1 項の規定により届出書を審査会に提出した者に通知するものとする。

5 第 2 項の規定により意見の聴取を行う者として選定された者は、審査会において意見を述べようとするときは、その意見を聴こうとする条例第 15 条の準備書、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の方

(準備書意見見解書について公告する事項)

第 29 条 条例第 29 条第 2 項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

(1) 第 18 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項

(2) 準備書意見見解書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

(3) 条例第 30 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができる期間

(意見陳述の申出等)

第 30 条 条例第 30 条第 1 項又は第 59 条第 4 項の規定により、横浜市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に対し、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出る者は、次に掲げる事項を記載した申出書を審査会に提出しなければならない。

(1) 第 20 条第 1 項第 1 号に掲げる事項

(2) 対象事業又は法対象事業の名称

(3) 陳述しようとする意見の概要

2 審査会は、条例第 30 条第 2 項又は第 59 条第 5 項の規定に基づき意見の聴取を行う場合において、前項の申出書を提出した者のうちから、意見の聴取を行う者をあらかじめ選定することができる。

3 審査会は、条例第 30 条第 2 項又は第 59 条第 5 項の規定に基づき意見の聴取を行う場合において、当該意見の聴取を円滑に行うため必要があると認めるときは、前項の規定により選定された者から意見の聴取を行う時間をあらかじめ定めることができる。

4 審査会は、第 2 項の規定により意見の聴取を行う者を選定し、又は前項の規定により意見の聴取を行う時間を定めたときは、あらかじめ、その旨を第 1 項の規定により申出書を審査会に提出した者に通知するものとする。

5 第 2 項の規定により意見の聴取を行う者として選定された者は、審査会において意見を述べようとするときは、その意見を聴こうとする条例第 24 条の準備書、準備書意見見解書、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）

法書及び法第 14 条第 1 項の準備書について環境の保全の見地からの意見を述べなければならない。

- 6 第 2 項の規定により意見の聴取を行う者として選定された者は、代理人に意見を述べさせることができない。
- 7 前各項に定めるもののほか、条例第 19 条第 2 項、第 46 条第 2 項又は第 49 条の規定に基づく意見の聴取に関し必要な事項は、審査会が定める。

第 4 章 評価書作成以後の手続

(評価書の提出)

第 20 条 条例第 20 条の評価書(以下「評価書」という。)は、環境影響評価書提出書(第 6 号様式)に添付して提出しなければならない。

(評価書について公告する事項)

第 21 条 条例第 21 条第 1 項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 9 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
- (2) 評価書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
- (3) 条例第 22 条第 1 項に規定する意見書の提出期間

(評価書についての意見書の提出)

第 22 条 条例第 22 条第 1 項の規定により意見を述べようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

第 14 条第 1 項の準備書及び法第 19 条の規定により送付された事業者の見解について環境の保全の見地からの意見を述べなければならない。

- 6 第 2 項の規定により意見の聴取を行う者として選定された者は、代理人に意見を述べさせることができない。
- 7 前各項に定めるもののほか、条例第 30 条第 2 項又は第 59 条第 5 項の規定に基づく意見の聴取に関し必要な事項は、審査会が定める。

(審査書の作成期間)

第 31 条 市長は、条例第 29 条第 1 項の規定による準備書意見見解書の提出を受けた日(条例第 28 条第 1 項の規定による意見書が提出されなかったときは、その旨を記載した書面を事業者に送付した日)から 4 月以内に、条例第 31 条第 1 項の審査書(以下「審査書」という。)を作成するよう努めるものとする。

(審査書について公告する事項)

第 32 条 条例第 31 条第 2 項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 18 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
- (2) 審査書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

第 5 章 評価書

(評価書の提出)

第 33 条 条例第 32 条の評価書(以下「評価書」という。)は、環境影響評価書提出書(第 11 号様式)に添付して提出しなければならない。また、当該評価書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

(評価書について公告する事項)

第 34 条 条例第 33 条の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 18 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
- (2) 評価書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

(1) 第 11 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項

(2) 評価書についての環境の保全の見地からの
意見

(審査書の作成期間)

第 23 条 市長は、条例第 20 条の規定により評価書
の提出があった日から 7 月以内に条例第 23 条第
1 項の審査書（以下「審査書」という。）を作成
するよう努めるものとする。

(審査書について公告する事項)

第 24 条 条例第 23 条第 2 項の規定により公告する
事項は、次のとおりとする。

(1) 第 9 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項

(2) 審査書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

(報告書の記載事項)

第 25 条 条例第 24 条の報告書（以下「報告書」と
いう。）には、次に掲げる事項を記載しなければ
ならない。

(1) 条例第 23 条第 1 項の審査書に対する事業者
の見解

(2) 条例第 22 条第 1 項の意見の概要

(3) 前号の意見についての事業者の見解

(4) その他市長が必要と認める事項

2 報告書は、環境影響評価報告書提出書（第 7 号
様式）に添付して提出しなければならない。

(工事着手の届出等)

第 26 条 条例第 27 条の規定による届出は、対象事
業に着手しようとするときにあっては対象事業
着手届出書（第 8 号様式）により、対象事業を完
了したときにあっては対象事業完了届出書（第 9
号様式）により、行わなければならない。

(事後調査を行う期間)

第 27 条 条例第 29 条第 4 号の事後調査を行う期間
は、対象事業に着手したときから対象事業を完了
した日以後 5 年を経過するまでの間において、事

第 6 章 対象事業の実施

(工事着手の届出等)

第 35 条 条例第 35 条の規定による届出は、対象事
業に係る工事に着手しようとするときにあって
は工事着手届出書（第 12 号様式）により、対象
事業に係る工事を完了したときにあっては工事
完了届出書（第 13 号様式）により、対象事業に
係る土地又は工作物の供用を開始したときにあ
っては供用開始届出書（第 14 号様式）により、
行わなければならない。

第 7 章 事後調査

(事後調査を行う期間)

第 36 条 条例第 38 条第 1 項第 4 号の事後調査を行
う期間は、対象事業に係る工事に着手したときか
ら対象事業に係る工事を完了した日以後 5 年を

業者が設定する期間とする。

(事後調査計画書の記載事項等)

第 28 条 条例第 29 条第 5 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第 30 条第 2 項の規定により、事後調査の全部又は一部を事業者以外の者に行わせる場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 29 条の事後調査計画書は、事後調査計画書提出書（第 10 号様式）に添付して提出しなければならない。

(事後調査結果報告書の提出)

第 29 条 条例第 30 条第 3 項の事後調査結果報告書は、事後調査結果報告書提出書（第 11 号様式）に添付して提出しなければならない。

第 5 章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の届出)

第 30 条 条例第 31 条第 1 項の規定による届出は、事業内容等修正届出書（第 12 号様式）により行うものとする。

(事業内容の軽微な修正)

第 31 条 条例第 31 条第 1 項に規定する対象事業の修正が軽微な場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業規模の縮小

(2) 別表第 3 の対象事業の種類の欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事項の修正であって、同表の手続を経ることを要しない修正の要件の欄に掲げる要件に該当するもの（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）

(3) 別表第 3 の対象事業の種類の欄に掲げる事

経過するまでの間において、事業者が設定する期間とする。

(事後調査計画書の記載事項等)

第 37 条 条例第 38 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行う場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 38 条第 1 項の事後調査計画書は、事後調査計画書提出書（第 15 号様式）に添付して提出しなければならない。また、当該事後調査計画書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

(事後調査結果報告書の提出)

第 38 条 条例第 38 条第 3 項の事後調査結果報告書は、事後調査結果報告書提出書（第 16 号様式）に添付して提出しなければならない。また、当該事後調査結果報告書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

第 8 章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の届出)

第 39 条 条例第 39 条第 1 項の規定による届出は、事業内容等修正届出書（第 17 号様式）により行わなければならない。

(事業内容の軽微な修正)

第 40 条 条例第 39 条第 1 項に規定する対象事業の修正が軽微な場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象事業の名称

(2) 事業規模の縮小

(3) 別表第 3 の対象事業の種類の欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事項の修正であって、同表の手続を経ることを要しない修正の要件の欄に掲げる要件に該当するもの（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）

(4) 別表第 3 の対象事業の種類の欄に掲げる事

業の種類ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事項以外の修正

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正

(対象事業の廃止等の届出)

第32条 条例第33条第1項の規定による届出は、対象事業廃止等届出書(第13号様式)により行わなければならない。

第6章 環境影響評価その他の手続の特例

(都市計画に定められる第2分類事業)

第33条 第2分類事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業(以下「市街地開発事業」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第2分類事業又は第2分類事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第2分類事業については、条例第7条第1項の規定による届出は、次項及び第3項に定めるところにより、同法第15条第1項の都道府県又は市町村(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市

業の種類ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事項以外の修正

(5) 前4号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正

(対象事業の廃止等の届出)

第41条 条例第41条第1項の規定による届出は、対象事業廃止等届出書(第18号様式)により行わなければならない。

(対象事業の承継の届出)

第42条 条例第42条第1項の規定による届出は、対象事業承継届出書(第19号様式)により行わなければならない。

第9章 環境影響評価その他の手続の特例

(都市計画決定権者が計画段階配慮その他の手続を行う場合の読替え)

第43条 条例第44条第2項の規定による技術的読替えについては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

2 条例第44条第1項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮その他の手続を行う場合においては、第5条から第12条の規定を適用するものとする。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

(都市計画に定められる第2分類事業)

町村。以下「都市計画決定権者」という。)で、当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第2分類事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。

(読替え表 略)

2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における条例第7条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

3 第1項の規定により都市計画決定権者が条例第7条第1項の規定による届出を行う場合においては、第5条及び第6条の規定を適用するものとする。この場合において、第5条中「条例第7条第1項」とあるのは「第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第1項」と、第6条第1項中「(同条第4項及び第32条第2項)」とあるのは「(第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第4項及び第32条第2項)」と読み替えるものとする。

(都市計画に定められる対象事業等)

第34条 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第8条から第25条まで及び第31条から第33条まで(条例第25条の規定による公告を行うまでの間に条例第8条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合に限る。)の規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、第3項から第37条までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者^{に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第33条第1項第3号及び同条第3項の規定は、適用しない。}

第44条 条例第45条第2項の規定による技術的読替えについては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

2 条例第45条第1項の規定により都市計画決定権者が条例第15条第1項の規定による届出を行う場合においては、第14条及び第15条の規定を適用するものとする。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

(都市計画に定められる対象事業等)

2 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第31条から第34条まで（条例第31条から第33条までの規定については、条例第25条の規定による公告を行った後に条例第8条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合に限る。）の規定により行うべき条例第8条から第25条までに規定する環境影響評価その他の手続については、市長は、都市計画決定権者及び事業者と協議して定めるものとする。

3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第8条から第25条まで及び第31条から第33条まで（第33条第1項第3号及び同条第3項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（読替え表 略）

4 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第7条から第25条までの規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（読替え表 略）

（都市計画に係る手続との調整）

第35条 条例第16条第1項又は条例第25条の規定による公告は、都市計画決定権者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公告又は同法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替え

第45条 条例第46条第2項の規定による技術的読替えについては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（読替え表 略）

2 条例第46条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第16条から第34条まで及び第39条から第41条までの規定を適用するものとする。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（読替え表 略）

て適用される場合を含む。)の規定による告示と併せて行うよう努めるものとする。

(第2分類事業を実施しようとする者及び事業者の行う環境影響評価との調整)

第36条 第2分類事業を実施しようとする者が条例第7条第1項の規定による届出を行ってから条例第7条第3項(同条第4項及び条例第32条第2項において準用する場合を含む。)の措置がとられるまでの間において、当該届出に係る第2分類事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該第2分類事業を実施しようとする者及び市長にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る第2分類事業についての第33条の規定は、当該第2分類事業を実施しようとする者がその通知を受けたときから適用する。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に第2分類事業を実施しようとする者が行った第2分類事業の判定に係る手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、第2分類事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 事業者が条例第7条第3項(同条第4項及び条例第32条第2項において準用する場合を含む。)の措置がとられてから条例第9条第1項の規定による公告が行われるまでの間において、当該方

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第46条 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第39条から第41条まで(条例第33条の規定による公告を行った後に条例第17条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合に限る。)及び条例第43条の規定により行うべき条例第17条から第33条までに規定する環境影響評価その他の手続については、市長は、都市計画決定権者及び事業者と協議して定めるものとする。

(計画段階事業者及び事業者の行う環境影響評価との調整)

第47条 計画段階事業者が条例第8条第2項の規定による配慮書の提出を行ってから条例第18条第1項の規定による公告が行われるまでの間において、当該配慮書に係る事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該計画段階事業者及び市長にその旨を通知したときは、当該計画段階事業者は、当該事業に係る方法書を作成していない場合にあつては当該配慮書を、方法書を既に作成している場合にあつては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る第1分類事業又は第2分類事業については、条例第45条第1項及び第46条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。

法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び市長にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業等についての第 34 条の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに、当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

4 条例第 9 条第 1 項の規定による公告が行われてから条例第 16 条第 1 項の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び市長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、第 34 条の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

5 第 2 項の規定は、第 3 項又は前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。この場合において、第 2 項中「第 2 分類事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第 2 分類事業の判定に係る手続」とあるのは「環境影響評価その他の手続」と読み替えるものとする。

6 条例第 16 条第 1 項の規定による公告が行われてから条例第 25 条の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を定めた都市計画につき都市計画法第 17 条第 1 項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、事業者が引き続き条例第 3 章から第 4 章第 2 節までの規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、第 34 条の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第 25 条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該対象事業等に係る評価書及び報告書を送付しなければならない。

2 条例第 18 条第 1 項の規定による公告が行われてから条例第 25 条第 1 項の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び市長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、条例第 46 条の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

3 前 2 項の場合において、計画段階事業者が行った計画段階配慮その他の手続又は事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、計画段階事業者又は事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

4 条例第 25 条第 1 項の規定による公告が行われてから条例第 33 条の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を定めた都市計画につき都市計画法第 17 条第 1 項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、事業者が引き続き条例第 5 章及び第 6 章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第 46 条第 1 項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第 33 条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該対象事業等に係る評価書を送付しなければならない。

5 前項の規定により評価書の送付を受けた都市

(事業者等の協力)

第 37 条 都市計画決定権者は、第 2 分類事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第 33 条、第 34 条及び第 36 条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

(港湾計画に係る港湾環境影響評価の要件)

第 38 条 条例第 37 条第 1 項の規則で定める要件は、港湾計画の変更（法第 48 条第 1 項の規定の適用を受けるものを除く。）であって、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域の面積の合計が 150 ヘクタール以上であるものとする。

(港湾環境影響評価に対する準用)

第 39 条 第 14 条第 1 項、第 15 条から第 19 条まで及び第 21 条から第 25 条第 1 項までの規定は、条例第 37 条第 1 項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

(港湾計画に係る軽微な修正等)

第 40 条 条例第 37 条第 2 項において準用する条例第 31 条第 1 項に規定する軽微な修正は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第 37 条第 1 項の対象港湾計画の区域の位置の変更で、かつ、当該変更により新たに対象港湾区域となる部分の面積が当該変更前の対象港湾区域の面積の合計の 30 パーセント未満であるもの（条例第 36 条の港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると

計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに都市計画同意を要するものである場合にあっては、都市計画同意を行う国土交通大臣又は都道府県知事に当該評価書を送付しなければならない。

(事業者等の協力)

第 48 条 都市計画決定権者は、計画段階事業者又は事業者に対し、条例第 44 条から第 46 条までに規定する計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

(港湾計画に係る港湾環境影響評価の要件)

第 49 条 条例第 50 条第 1 項の規則で定める要件は、港湾計画の変更（法第 48 条第 1 項の規定の適用を受けるものを除く。）であって、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（変更前の港湾計画に定められたものを除く。）の面積の合計が 150 ヘクタール以上であるものとする。

(港湾環境影響評価に対する準用)

第 50 条 第 23 条から第 34 条（第 25 条第 3 項及び第 26 条第 1 項第 2 号を除く。）までの規定は、条例第 50 条第 1 項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

(港湾計画に係る軽微な修正等)

第 51 条 条例第 50 条第 2 項において準用する条例第 39 条第 1 項に規定する軽微な修正は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第 50 条第 1 項の対象港湾計画の区域の位置の変更で、かつ、当該変更により新たに対象港湾区域となる部分の面積が当該変更前の対象港湾区域の面積の合計の 30 パーセント未満であるもの（条例第 49 条の港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると

認めるべき特別な事情があるものを除く。)

(2) 前号に規定する区域の位置の変更以外の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更

第7章 横浜市環境影響評価審査会

(審査会の会長)

第41条 審査会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第42条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第43条 審査会に、環境影響評価、事後調査その他の手続（港湾環境影響評価その他の手続を含む。）に関する事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審査会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(審査会の庶務)

第44条 審査会の庶務は、環境創造局において処理する。

(審査会の運営)

第45条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第8章 法対象事業に対する措置

認めるべき特別な事情があるものを除く。)

(2) 前号に規定する区域の位置の変更以外の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更

第10章 横浜市環境影響評価審査会

(審査会の会長)

第52条 審査会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第53条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第54条 審査会に、環境影響評価、事後調査その他の手続（港湾環境影響評価その他の手続を含む。）に関する事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審査会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める

(審査会の庶務)

第55条 審査会の庶務は、環境創造局において処理する。

(審査会の運営)

第56条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第11章 法対象事業に対する措置

(法対象事業に対する準用)

第46条 第26条から第29条までの規定は、法対象事業に係る事後調査等の手続について準用する。

第9章 雑則

(手続の併合の届出)

第47条 条例第51条第3項の規定による届出は、手続併合届出書(第14号様式)により行うものとする。

(委任)

第48条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年6月12日から施行する。
(経過措置 略)

(法対象事業に対する準用)

第57条 第35条から第38条までの規定は、法対象事業に係る事後調査等の手続について準用する。

第12章 雑則

(手続の併合の届出)

第58条 条例第60条第3項の規定による届出は、手続併合届出書(第20号様式)により行わなければならない。

(委任)

第59条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。
(経過措置 略)

備考

- (1) 施行の際に、既に方法書が提出されている対象事業については準備書からなど、段階的に新しい規定を適用することとします。
- (2) 別表第2(方法書提出時期)及び別表第3(軽微な修正)は、別表第1(第1分類事業及び第2分類事業)を踏まえて規定します。

横浜市環境影響評価条例施行規則 別表第1(第1分類事業及び第2分類事業)改正案の概要 《新旧対照表》

現 行			改正案		
事業の種類	第1分類事業	第2分類事業	事業の種類	第1分類事業	第2分類事業
1 道路の建設			1 道路の建設		
高速自動車国道	全事業		高速自動車国道 (改築のみ)	全事業	
自動車専用道路	全事業		自動車専用道路	全事業	
自動車道	全事業		—	—	
その他の道路	4車線かつ3km以上	4車線かつ2.5~3km	その他の道路	4車線かつ3km以上	4車線かつ2.5~3km
2 鉄道及び軌道の建設	全事業		2 鉄道及び軌道の建設	全事業	
3 工場及び事業場の建設	平均排水量1,000m ³ /日以上 燃料使用量4kl/h以上 又は敷地面積3ha以上	750~1,000m ³ /日 3~4kl/h 2.5~3ha	3 工場及び事業場の建設	平均排水量1,000m ³ /日以上 燃料使用量4kl/h以上 又は敷地面積3ha以上	750~1,000m ³ /日 3~4kl/h 2.5~3ha
4 電気工作物の建設			4 電気工作物の建設		
一般電気事業	火力	出力10万kW以上	事業用電気工作物(火力)	出力2万kW以上	出力1.5~2万kW
卸電気事業	原子力	全事業			
特定電気事業 特定規模電気事業 卸供給	火力	敷地面積3ha以上 燃料使用量4kl/h以上			
	原子力	全事業			
変電所		敷地面積3ha以上	変電所	敷地面積3ha以上	2.5~3ha
5 自然科学研究所の建設	敷地面積3ha以上かつ 化学物質等を使用する施設	2.5~3ha	5 自然科学研究所の建設	敷地面積3ha以上かつ 化学物質等を使用する施設	2.5~3ha
6 廃棄物処理施設の建設			6 廃棄物処理施設の建設		
ごみ処理施設	処理能力200t/日以上	150~200t/日	焼却施設	処理能力100t/日以上	75~100t/日
一般廃棄物最終処分場	埋立面積3ha以上	2.5~3ha	最終処分場	埋立面積2ha以上	1.5~2ha
産業廃棄物中間処理施設	敷地面積9,000m ² 以上 建築面積3,000m ² 以上	7,000~9,000m ² 2,500~3,000m ²	その他の施設	敷地面積9,000m²以上	7,500~9,000m²
産業廃棄物最終処分場	埋立面積2ha以上	1.5ha~2ha			
7 下水道終末処理場の建設	敷地面積2ha以上	2.5~3ha	7 下水道終末処理場の建設	敷地面積3ha以上	2.5~3ha
8 飛行場の建設	全事業		8 飛行場の建設	全事業	
9 公有水面の埋立て	埋立面積15ha以上	12~15ha	9 公有水面の埋立て	埋立面積15ha以上	12~15ha
10 高層建築物の建設	高さ100m以上かつ 延べ面積5万m ² 以上	75~100mかつ5万m ² 以上 ※①適用除外地区あり	10 高層建築物の建設	高さ100m以上かつ 延べ面積5万m ² 以上 ※②特定の区域は高さ180m以上 かつ延べ面積15万m²以上	75~100mかつ5万m ² 以上 特定の区域は100~180m かつ5万m²以上
11 運動施設、レクリエーション施設等の建設			11 運動施設、レクリエーション施設等の建設		
第2種特定工作物	市街化区域内20ha以上 市街化調整区域内10ha以上	市街化区域 15~20ha 調整区域 7.5~10ha	第2種特定工作物	市街化区域内20ha以上 市街化調整区域内10ha以上	市街化区域 15~20ha 調整区域 7.5~10ha
都市公園	敷地面積20ha以上かつ 形質変更面積10ha以上	15~20haかつ7.5ha以上	都市公園	敷地面積20ha以上かつ 形質変更面積10ha以上	15ha以上かつ7.5~10ha
12 工業団地の造成	造成面積10ha以上	7.5~10ha	12 工業団地の造成	造成面積10ha以上	7.5~10ha
13 流通業務団地の造成	造成面積10ha以上	7.5~10ha	13 流通業務団地の造成	造成面積10ha以上	7.5~10ha
14 土地区画整理事業	土地区画整理事業の面積40ha 以上(森林区域を10ha以上含 む場合は20ha以上)	30~40ha(森林区域を7.5ha 以上含む場合は15~20ha)	14 土地区画整理事業	土地区画整理事業の面積40ha以上 (森林区域を10ha以上含む場合は 20ha以上)	30~40ha(森林区域を7.5ha 以上含む場合は15~20ha)
15 開発行為に係る事業	市街化区域内20ha以上 市街化調整区域内10ha以上	15~20ha 7.5ha~10ha	15 開発行為に係る事業	市街化区域内20ha以上 市街化調整区域内10ha以上	15~20ha 7.5ha~10ha

①適用除外地区：建築物の高さの最低限度を14mかつ最高限度を75m以上に指定した区域

②特定の区域：都市基盤が整備され、環境に配慮しつつ土地の高度利用を図るとして市長が告示する区域